## 国民健康保険

## 限度額適用認定証 標準負担額減額認定証 の更新 限度額適用・標準負担額減額認定証

現在お持ちの限度額適用認定証等は、7月31日で有効期限が切れます。

現在も入院中などで引き続き認定証が必要な方は、8月30日(金)までに更新の手続きを してください。

- ※この認定証は交付を受けた月の初日から有効になります。
- ※国民健康保険税に未納があると交付できない場合があります。



◇手続期間 8月1日~8月30日

◇持 参 品 国民健康保険証、限度額適用認定証等

※長期入院(90日を越える入院)の方は入院日数が確認できる領収書等

◇**手続場所** 市民生活課 国保・年金係(うきは市役所)または浮羽市民課(うきは市民センター)

また、70歳以上の方については、住民税非課税の方と現役並み I (注1)または II (注2)の方が認定証の交付対象 となります。なお、70歳未満の方については全員が交付対象です。

- (注1)課税所得が145万円以上の方
- (注2) 課税所得が380万円以上の方
- ★認定証の交付を受けず、医療費の支払いが上限額を超えた場合、後日、高額療養費として払い戻しの申請をす ることができます。

## ●問合せ

市民生活課 国保・年金係 1475-4973



## 令和2年 うきは市成人式



- ◇日 程 令和2年1月12日(日)13時~
- ◇会 場 白壁ホール (吉井町1001-4)
- ◇対象者 平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、
  - **①市民(うきは市に住民登録がある方)** 
    - →申込不要(12月中旬に案内はがきを送付)
  - ②市出身で他市町村に転出し、うきは市での成人式を希望する方

→便せん等に必要事項(成人者名、生年月日、案内はがきの送付先住所・世帯主、日中連絡の取れ る連絡先、出身小学校)をご記入の上、事務局へ郵送、ファクスまたは電話で申し込みください。

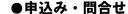
◇申込締切 11月1日(金)



成人式の企画・運営を行う新成人の実行委員を 募集します。会議を月1回程度開催し、式典の内 容や記念品等を決めていきます。希望される方は、 お友達お誘いの上、8月9日(金)までに事務局 へご連絡ください。

※会議は事務局と行い、9月から実施予定。





〒839-1321 うきは市吉井町983番地1 うきは市教育委員会 生涯学習課 社会教育係 Tel75-3343 、FAX 76-4724

